

## 現計画の概要及び進捗について

## 現計画の概要及び進捗について

### 1. 現 奈良県高齢者福祉計画（H22.3策定 計画期間：H22～23年度）の概要について

- ・ 奈良県高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の9 第1項に基づき、都道府県が作成する老人福祉計画として策定するもの。
- ・ 奈良県高齢者福祉計画と奈良県介護保険事業支援計画（第4期はH21.3策定、計画期間はH21～23年度）と一体的に策定するものであるが、平成21年度において「高齢者の生活・介護等に関する実態調査」を実施し、高齢者等の生活実態を十分に把握した上で計画の具体的内容を検討することとしたため、計画期間を平成22年度から23年度までとして、平成22年3月に策定した。
- ・ 「高齢者の生活・介護等に関する実態調査」（H21.8～12月）においては、県民2万人以上を対象に、県民の生活・介護、介護事業者の運営、介護従事者の就業の実態等について、広範かつ綿密に調査を行った。
- ・ 現 奈良県高齢者福祉計画は、この調査の結果により浮かび上がった県民像をもとに、計画の基本理念及び施策体系を定めたものである。
- ・ 計画期間は平成22年度から23年度までであるが、平成26年度を見据えた内容で、また、第5期奈良県介護保険事業支援計画の策定に併せて見直しを行うこととしている。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
<高齢者の生活・介護等に関する実態調査> (H21.8～12月)								
			(旧計画)		高年齢者福祉計画 (H22.3策定)		← 見直し →	
第3期介護保険事業支援計画 (H18.3策定)			第4期介護保険事業支援計画 (H21.3策定)		第5期介護保険事業支援計画			

## ○老人福祉法第20条の9

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標
  - 二 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項
  - 三 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項
- 3 <略>
- 4 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 <略>

# 現 奈良県高齢者福祉計画の概要

## 【目的】

○15年後には約三人に一人が高齢者となる急速な高齢化の時期を迎え、奈良県の高齢者の生活の現状に即し、高齢者が安心して日常生活をおくることができる暮らしやすいまちづくりを目指すため、現役世代や家族も対象とした総合的な対策を実践する。

## 【特徴】

- 高齢者の生活・介護等に関する実態調査により、奈良県の**高齢者の現状、ニーズを把握**し、課題解決に向けた具体的な対策を整理
- 高齢者自身だけでなく、**高齢者を支える家族も視野に入れ**、日常生活の支援の充実から相談体制の強化まで、**総合的な対策・施策**を戦略的に展開
- 高齢者だけでなく65歳以前の中高年期も対象に、健やかな老いへの準備なども含め、**ライフステージに応じた対策・施策**を提示
- 福祉・医療の分野だけでなく、**住まいづくり・まちづくり**に至るまで、暮らしやすい奈良県づくりを目指した施策を展開
- 高齢者を地域で支え合う奈良県の実現に向け、それぞれの責任を意識するため、県・市町村・県民の**役割を明確化**

## 高齢者の生活・介護等に関する実態調査

- [実施期間] 平成21年8月～12月  
[調査対象] 40歳以上の元気な県民、介護を要する人と家族、介護サービス事業者とその従事者等、約2万4千件、  
回答数約1万3千件、回答率約53%  
[調査方法] アンケート調査と対面調査

## 《結果のポイント》

- ・高齢者は、日常の家事、特に**食事の準備や買い物に不安**を感じている。  
(食事の準備55.4%、買い物54.0%)
- ・一般高齢者の48.9%が**単身または夫婦のみの二人暮らし**である。
- ・若年者、高齢者ともに半数以上が**最後を迎えたい場所として住み慣れた自宅**を挙げている。  
(若年者51.4%、一般高齢者56.2%、要介護高齢者55.7%)
- ・持ち家率が高いが、自宅の**維持管理、バリアフリー化に不安**を感じている。  
(維持管理が大変32.7%、バリアフリーになっていない32.6%)
- ・介護をする家族に**身体的、精神的に負担を重く**感じている。(高齢で介護が困難22.3%、  
精神的・体力的負担が大きい13.9%、気持ちや身体を休める機会がない18.2%)

## 【基本理念】

- 健やかで、実り豊かな人生を送ることができる健康長寿の実現を目指す
- 高齢者自身が主体的に関わる社会システムへの転換を図る
- 地域みんなで支え合う社会づくりを推進する
- 県が、市町村や県民と連携して課題解決に取り組み、高齢者が暮らしやすい「奈良県モデル」を構築する

## 【施策体系】

(主な施策)

- 1 健やかな老いの実現 ⇒ かかりつけ医等を中心とした健康づくりネットワークの構築
- 2 社会参加の促進 ⇒ 高齢者が孤立せず、人との関わりを維持できる居場所づくり
- 3 暮らしのサポートの充実 ⇒ 民間事業者等との連携・協定による新たな商品やサービスの開発・創出
- 4 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進 ⇒ 歩いて楽しく買い物できるまちづくり
- 5 認知症高齢者への対応の充実 ⇒ 認知症の知識の普及・教育、早期発見システムの確立
- 6 在宅での看取りを支えるシステムづくり ⇒ 医療・福祉連携のケアシステムの全県的な展開
- 7 介護家族への支援の強化、相談支援体制の充実 ⇒ 地域包括支援センターの機能強化
- 8 介護保険制度の着実・円滑な運営 ⇒ 介護サービスの質の向上のためのサポート
- 9 魅力ある介護職場づくり、介護人材の確保 ⇒ 介護サービスの基盤を支える人材の養成
- 10 県民への啓発 ⇒ 自分や家族の「老い」とその備えについての教育・普及啓発

## 2. 第4期奈良県介護保険事業支援計画（H21.3策定 計画期間：H21～23年度）の概要・進捗について

- ・奈良県介護保険事業支援計画は、介護保険法第118条に基づき、都道府県が「基本指針」に即して3年を一期として作成する介護保険事業支援計画として策定するもの。
- ・第4期奈良県介護保険事業支援計画は、平成21年度から23年度を計画期間とし、平成21年3月に策定。
- ・当計画では、施策の展開として「介護サービス基盤の充実に関する事項」、「介護人材の確保策」等を掲げているほか、「介護サービス見込量（各市町村介護保険事業計画における見込量の積み上げ）」、「介護保険施設における定員総数」を定めている。

### ○介護保険法第118条

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数)その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
  - 二 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
  - 三 介護サービス情報の公表に関する事項
  - 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
  - 五 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - 六 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項
- 3 <略>
- 4 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 <略>

## <第4期計画における介護サービス別計画値と実績値の比較>

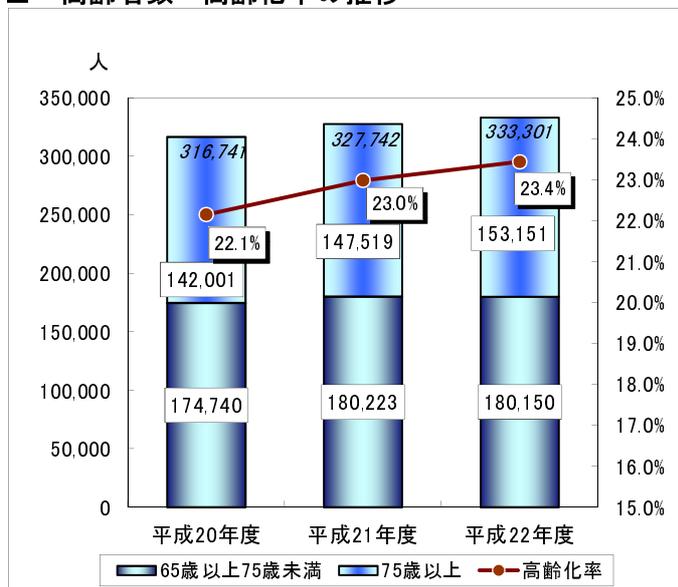
### 1. 高齢者人口

[実績値：各年度10月1日時点／単位：人、%]

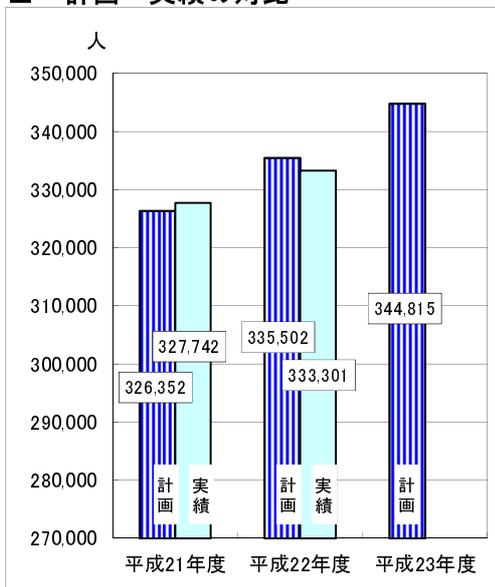
	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
高齢者人口（65歳以上）	316,741	326,352	327,742	335,502	333,301	344,815
65歳以上75歳未満	174,740	177,102	180,223	180,996	180,150	185,387
75歳以上	142,001	149,250	147,519	154,506	153,151	159,428
奈良県人口	1,430,020	1,420,396	1,426,016	1,416,354	1,422,033	1,410,593
高齢化率	22.1%	23.0%	23.0%	23.7%	23.4%	24.4%
全国の高齢化率	22.1%	22.8%	22.7%	23.1%	23.1%	23.4%

出典：高齢者人口 ----- 住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口  
 全国の高齢化率 --- 総務省統計局「推計人口」

#### ■ 高齢者数・高齢化率の推移



#### ■ 計画・実績の対比



県人口が減少に転じている中で、県高齢者人口(65歳以上)は年々増加している。  
 高齢化率については、奈良県は全国より早いペースで高齢化が進んでおり、平成22年度は、  
 全国の高齢化率23.1%を上回る23.4%となっている。

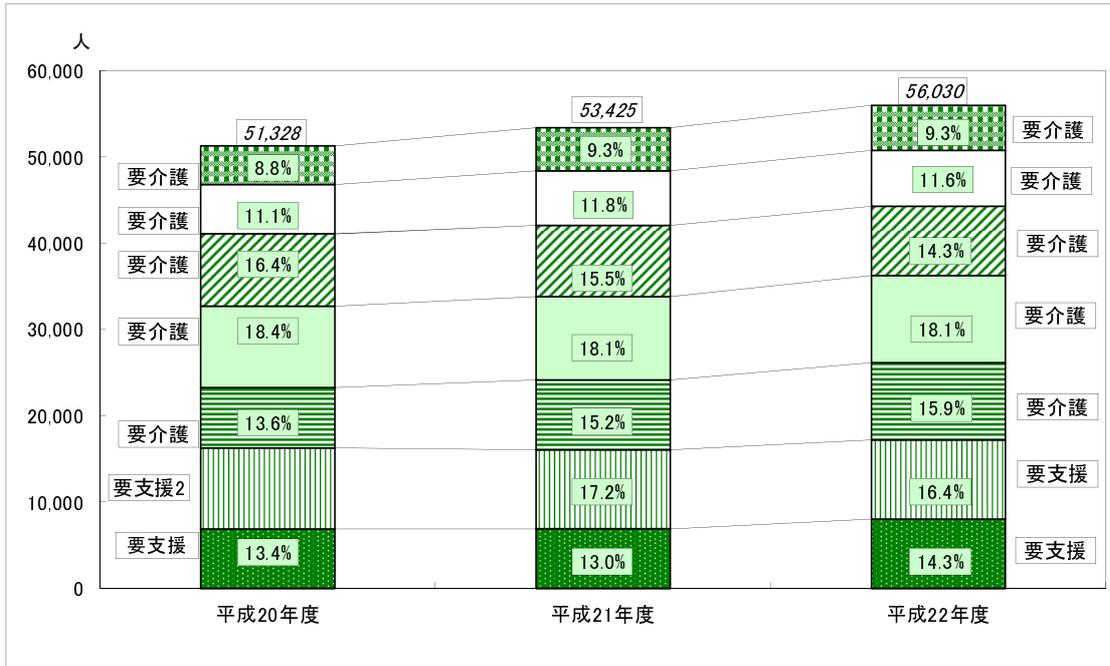
## 2. 要介護（要支援）認定者数

[単位：人、%]

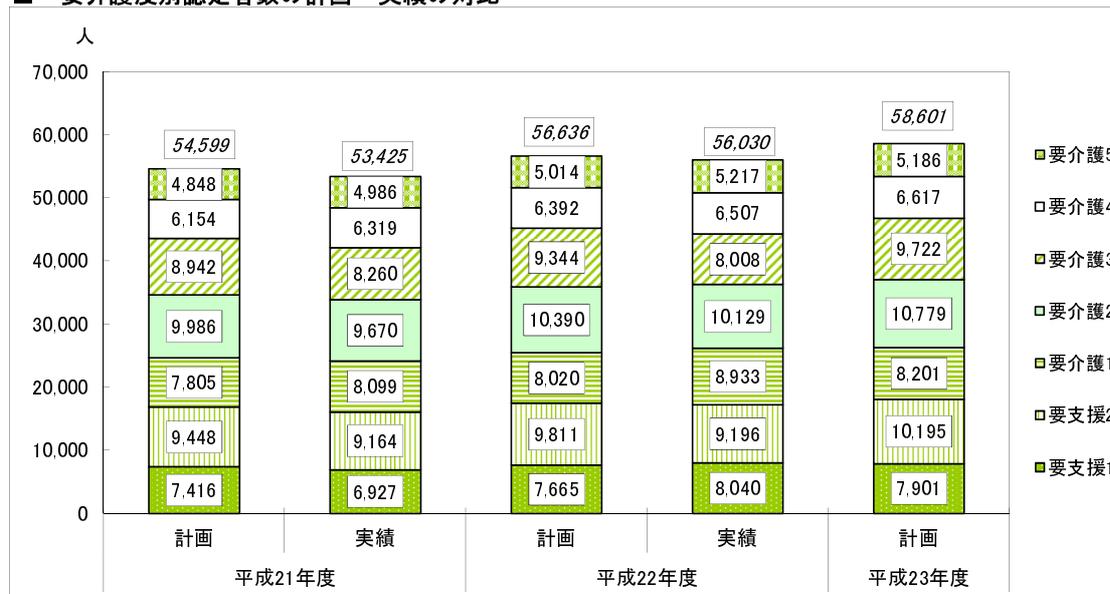
区分	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
要支援1	6,898	7,416	6,927	7,665	8,040	7,901
要支援2	9,388	9,448	9,164	9,811	9,196	10,195
要介護1	7,006	7,805	8,099	8,020	8,933	8,201
要介護2	9,439	9,986	9,670	10,390	10,129	10,779
要介護3	8,394	8,942	8,260	9,344	8,008	9,722
要介護4	5,708	6,154	6,319	6,392	6,507	6,617
要介護5	4,495	4,848	4,986	5,014	5,217	5,186
合計	51,328	54,599	53,425	56,636	56,030	58,601
高齢者人口比	16.2%	16.7%	16.3%	16.9%	16.8%	17.0%

出典：介護保険事業状況報告（各年度3月末時点）

### ■ 要介護度別認定者数の推移



### ■ 要介護度別認定者数の計画・実績の対比



要介護（要支援）認定者数は、平成21・22年度とも計画値よりも下回った。  
 要介護度別では、要支援2及び要介護2・3の認定者数は、両年度とも計画値を下回っており、一方、要介護1・4・5は、両年度ともに計画値を上回っている。なお、要支援1については、平成21年度は計画値を下回っているが、平成22年度は計画値を上回っている。

### 3. 介護サービス利用者数

[単位：人、%]

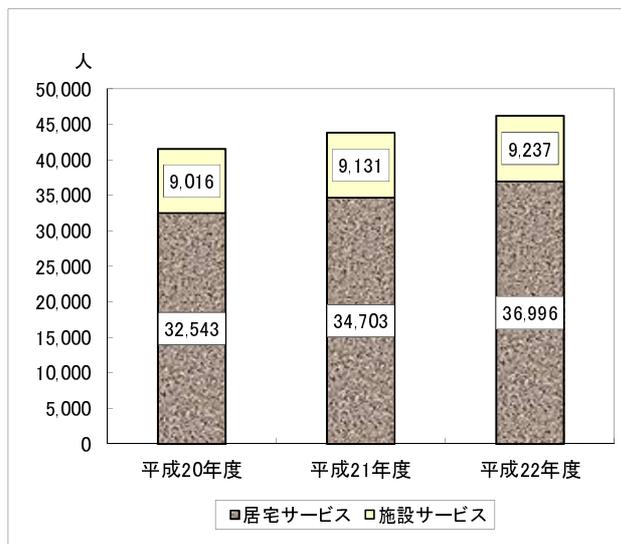
	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
65歳以上（第1号被保険者）	322,393	326,352	330,530	333,502	333,308	344,815
要介護認定者数	51,328	54,599	53,425	56,636	56,030	58,601
居宅サービス利用者数	32,543	30,842	34,703	31,928	36,996	32,930
施設サービス利用者数	9,016	12,466	9,131	13,105	9,237	13,731
利用者合計	41,559	43,308	43,834	45,033	46,233	46,661
利用率	12.9%	13.3%	13.3%	13.5%	13.9%	13.5%
受給率	81.0%	79.3%	82.0%	79.5%	82.5%	79.6%
(参考) 居宅サービスの比率	78.3%	71.2%	79.2%	70.9%	80.0%	70.6%

出典：平成20～22年度実績値 --- 介護保険事業状況報告（各年度3月利用状況）

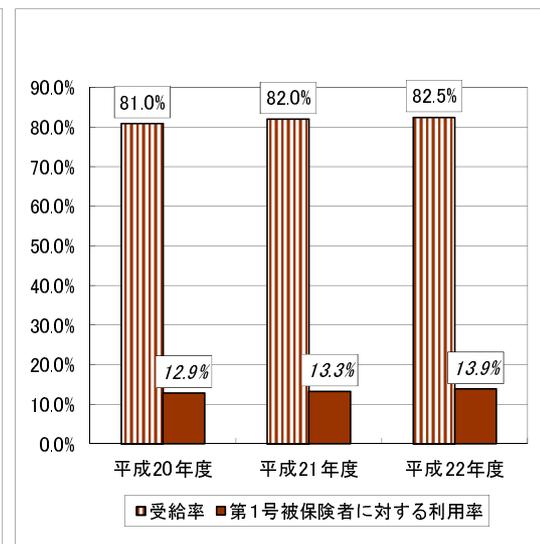
※ 受給率とは、要介護(要支援)認定者に対する介護サービスの利用者割合。

※ 居宅サービスの比率とは、サービス利用者に対する居宅サービス利用者の割合。

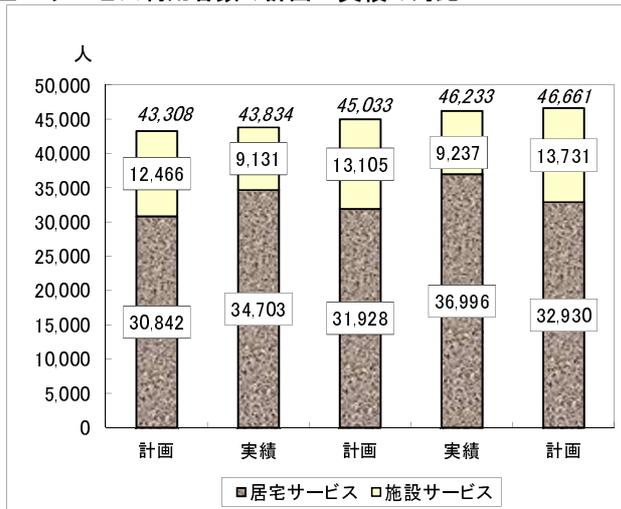
#### ■ サービス利用者数の推移



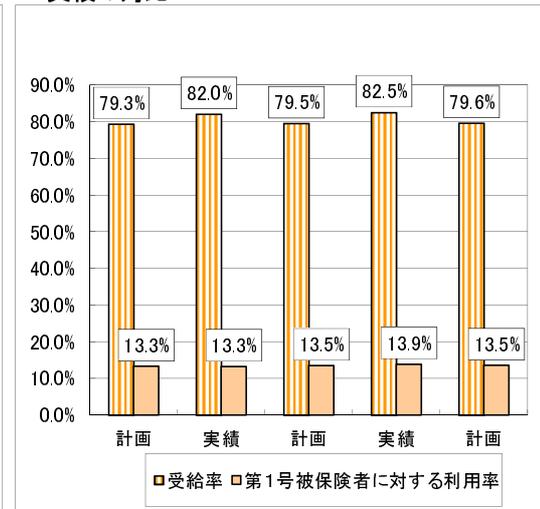
#### ■ 受給率と第1号被保険者に対する利用率の推移



#### ■ サービス利用者数の計画・実績の対比



#### ■ 受給率と第1号被保険者に対する利用率の計画・実績の対比



平成21・22年度のサービス利用者数の実績は、計画値を上回った。  
認定者に対するサービス利用者の割合である受給率は、計画値を上回り、第1号被保険者数に対する利用率は、ほぼ計画値どおりである。

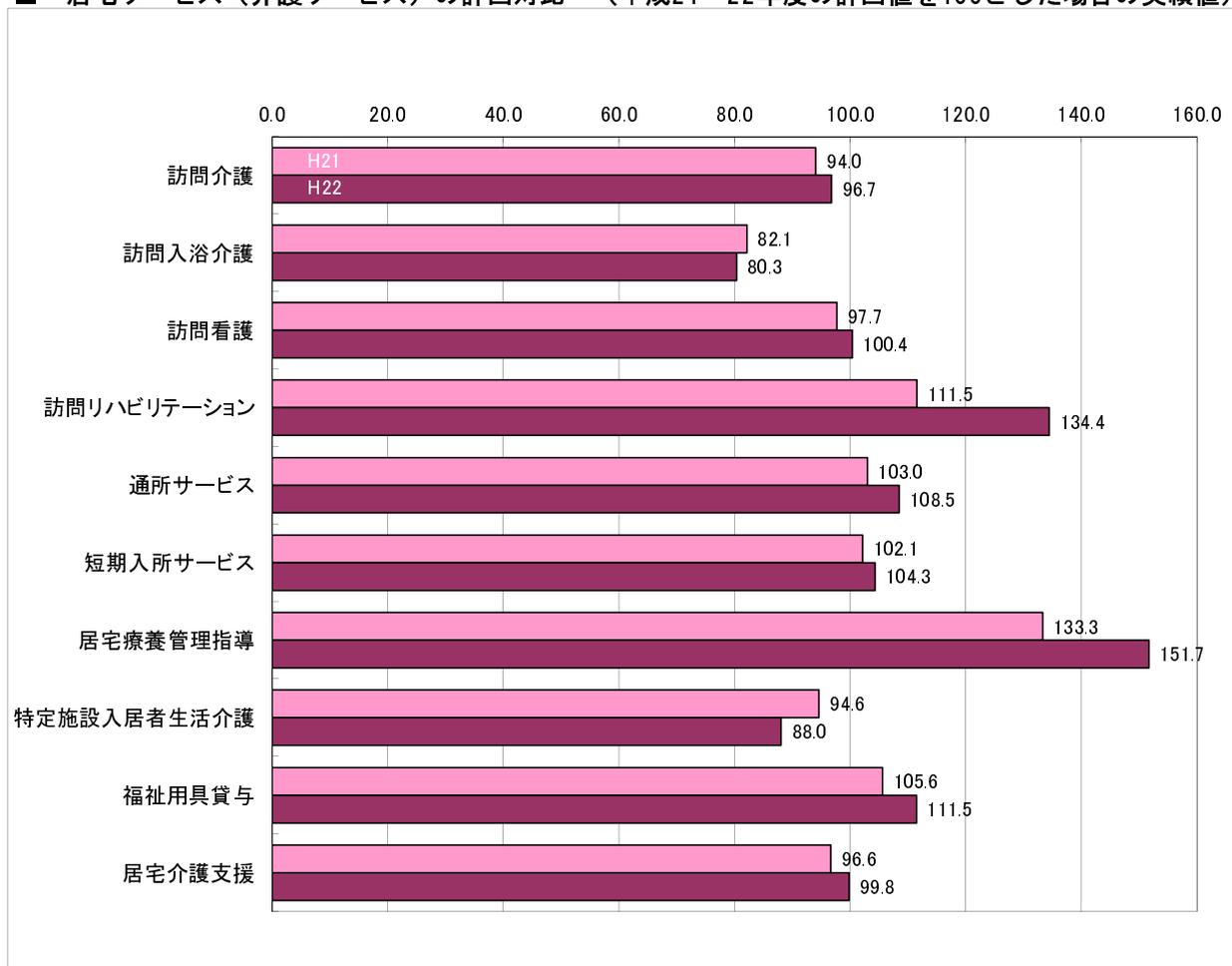
## 4. 居宅サービスの状況

### (1) 介護サービスの状況

項番	サービスの種類	(単位)	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度
			実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
①	訪問介護	(回/年)	2,208,847	2,376,021	2,234,203	2,465,310	2,384,592	2,550,093
②	訪問入浴介護	(回/年)	36,487	41,767	34,301	43,032	34,574	44,306
③	訪問看護	(回/年)	202,812	219,242	214,191	226,983	227,817	234,443
④	訪問リハビリテーション	(日/年)	28,825	27,661	30,851	28,796	38,707	29,512
⑤	通所サービス	(回/年)	1,301,529	1,375,412	1,416,177	1,439,269	1,561,069	1,503,103
⑥	短期入所サービス	(回/年)	378,513	394,880	403,305	414,770	432,632	431,729
⑦	居宅療養管理指導	(人/年)	33,659	28,381	37,837	29,504	44,750	30,581
⑧	特定施設入居者生活介護	(人)	937	1,131	1,070	1,322	1,164	1,508
⑨	福祉用具貸与	(人/年)	124,170	126,785	133,851	131,526	146,632	135,714
⑩	居宅介護支援	(人/年)	234,823	252,917	244,375	261,539	261,027	269,299

出典：奈良県国保連合会審査データ

### ■ 居宅サービス（介護サービス）の計画対比（平成21・22年度の計画値を100とした場合の実績値）



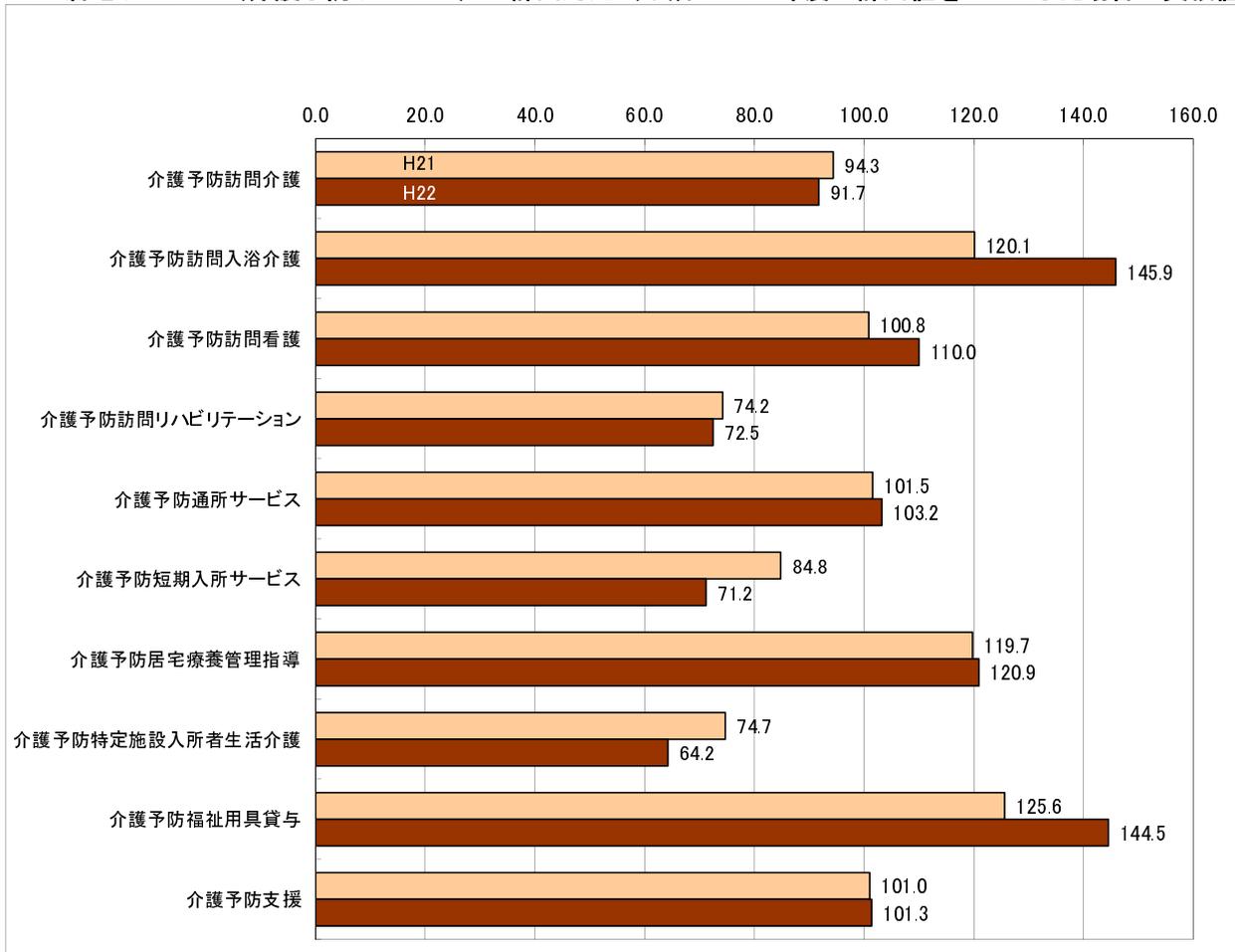
訪問リハビリテーションや居宅療養管理指導は計画値を上回っている一方で、訪問入浴介護や特定施設入居者生活介護は両年度とも計画値を下回っている。

(2) 介護予防サービスの状況

項番	サービスの種類	(単位)	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度
			実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
①	介護予防訪問介護	(人/年)	62,666	66,915	63,124	69,558	63,797	71,904
②	介護予防訪問入浴介護	(回/年)	192	259	311	266	388	272
③	介護予防訪問看護	(回/年)	17,729	18,852	19,010	19,708	21,679	20,661
④	介護予防訪問リハビリテーション	(日/年)	5,717	6,731	4,993	7,943	5,756	9,474
⑤	介護予防通所サービス	(人/年)	55,746	59,639	60,558	62,440	64,435	65,068
⑥	介護予防短期入所サービス	(日/年)	12,400	13,560	11,497	14,714	10,471	15,915
⑦	介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	3,947	3,277	3,924	3,424	4,139	3,572
⑧	介護予防特定施設入所者生活介護	(人)	317	375	280	430	276	471
⑨	介護予防福祉用具貸与	(人/年)	19,111	17,690	22,212	18,465	26,680	19,170
⑩	介護予防支援	(人/年)	112,322	115,686	116,862	120,106	121,691	124,432

出典：奈良県国保連合会審査データ

■ 居宅サービス（介護予防サービス）の計画対比（平成21・22年度の計画値を100とした場合の実績値）



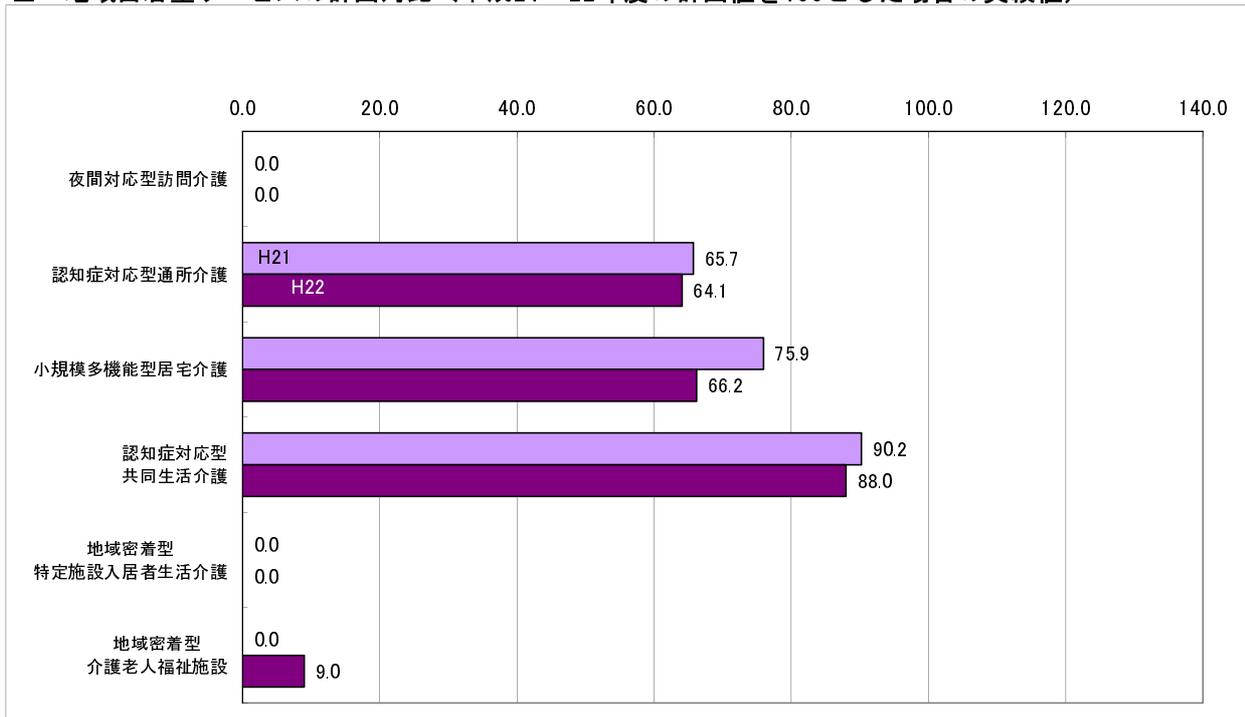
予防給付については、訪問入浴介護や福祉用具貸与は計画値を上回っており、訪問リハビリテーションや短期入所サービス、特定施設入所者生活介護は計画値を下回っている。

(3) 地域密着型サービスの状況

項番	サービスの種類	(単位)	平成21年度		平成22年度		平成23年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
①	夜間対応型訪問介護	(人/年)	1,307	0	1,383	0	1,514
②	認知症対応型通所介護	(回/年)	59,434	39,057	64,715	41,456	69,981
③	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	2,564	1,947	4,243	2,808	5,437
④	認知症対応型共同生活介護	(人)	1,345	1,213	1,438	1,265	1,527
⑤	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	10	0	20	0	29
⑥	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	44	0	78	7	78

出典：奈良県国保連合会審査データ

■ 地域密着型サービスの計画対比（平成21・22年度の計画値を100とした場合の実績値）



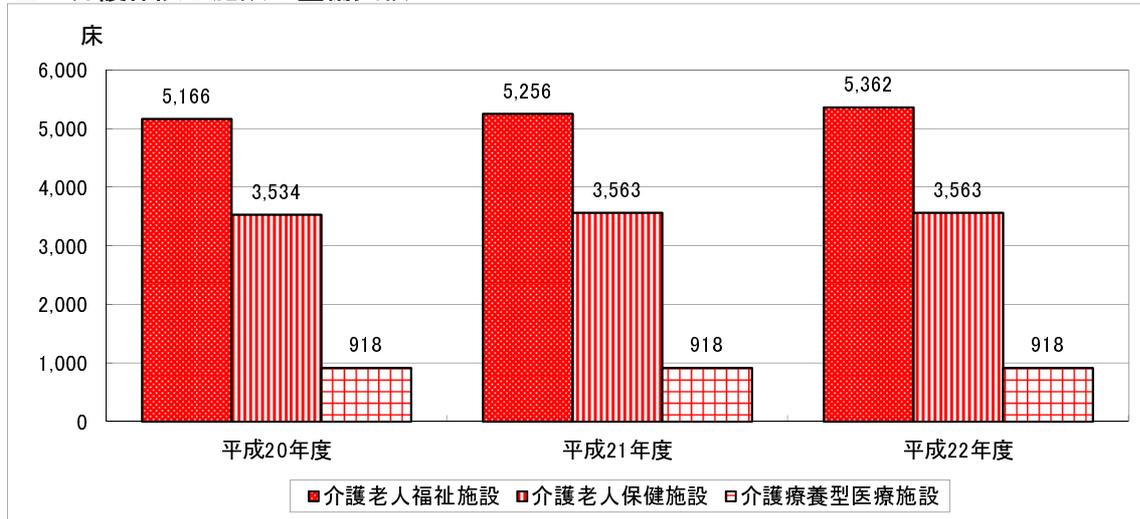
地域密着型サービスについては、認知症対応型通所介護（認知症デイ）や小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）ともに計画値を下回っている。

## 5. 施設サービスの状況

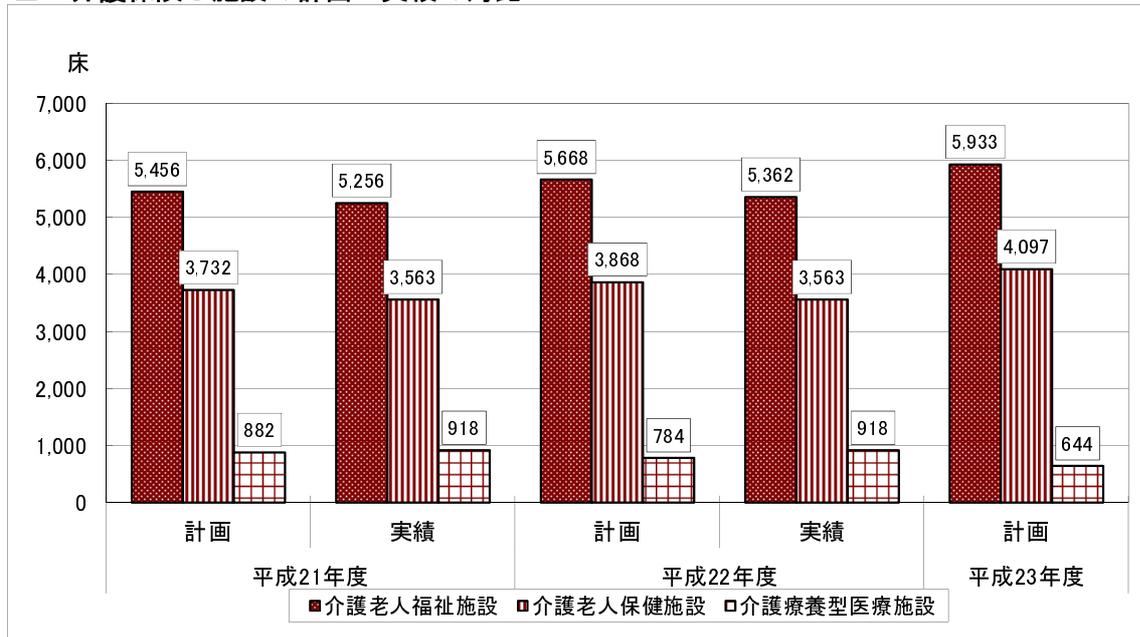
[実績値：各年度3月末時点／単位：床]

サービスの種類	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護老人福祉施設	5,166	5,456	5,256	5,668	5,362	5,933
介護老人保健施設	3,534	3,732	3,563	3,868	3,563	4,097
介護療養型医療施設	918	882	918	784	918	644
計	9,618	10,070	9,737	10,320	9,843	10,674

### ■ 介護保険3施設の整備実績



### ■ 介護保険3施設の計画・実績の対比



介護老人福祉施設(特養)及び介護老人保健施設(老健)については、ほぼ計画どおりの整備率となっているが、介護療養型医療施設については、平成23年度末に制度は廃止される

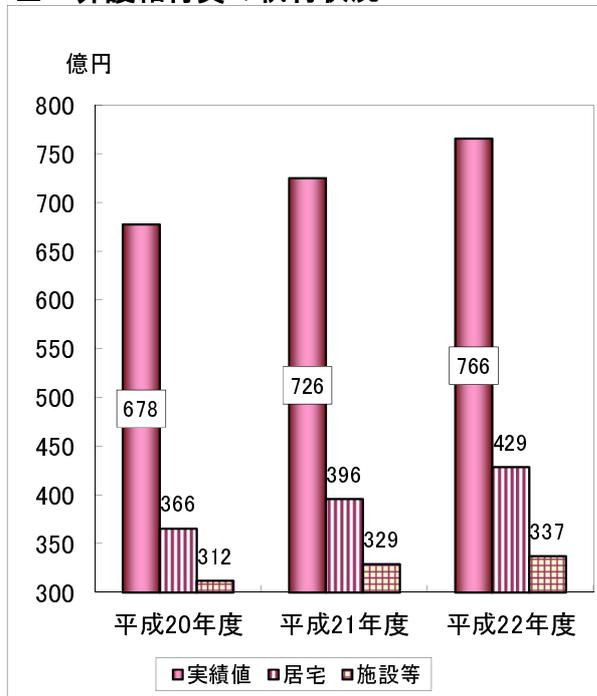
## 6. 介護給付費の執行状況

[単位：千円]

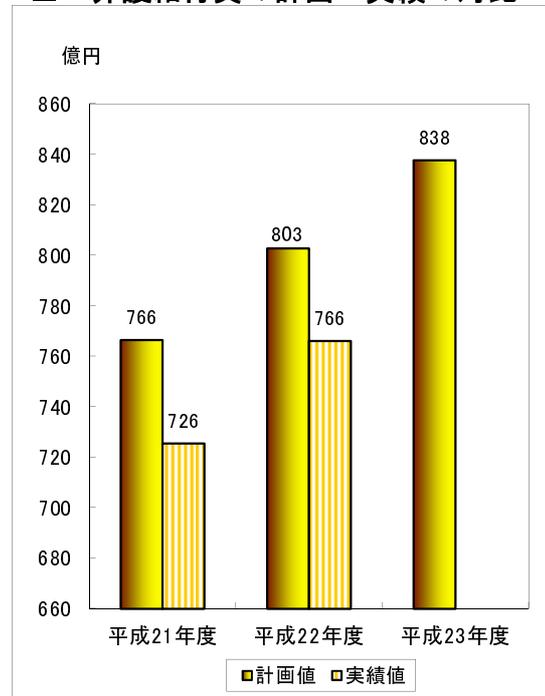
区分	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護給付費(標準給付費)	67,791,455	76,646,750	72,552,534	80,276,564	76,606,915	83,775,345
居宅	31,235,619	41,852,711	39,628,610	44,253,021	42,875,052	46,348,066
施設	36,555,836	34,794,039	32,923,924	36,023,543	33,731,862	37,427,278
	月額	執行率	月額	執行率	月額	
介護給付費(標準給付費)	5,649,288	94.7%	6,046,044	95.4%	6,383,910	
居宅	2,602,968	94.7%	3,302,384	96.9%	3,572,921	
施設	3,046,320	94.6%	2,743,660	93.6%	2,810,989	

出典：介護給付費負担金実績報告

### ■ 介護給付費の執行状況



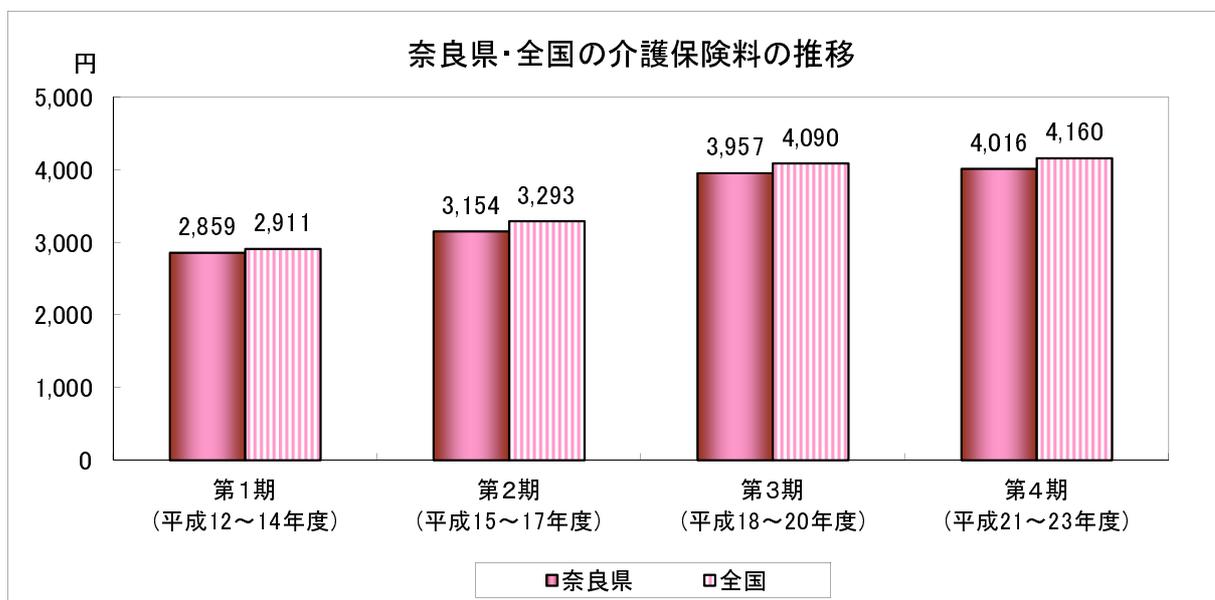
### ■ 介護給付費の計画・実績の対比



介護給付費は制度創設以来、高齢者人口及び認定者数の伸びと共に、増加し続けている。なお、計画値に対する給付実績は、平成21年度 94.7%、平成22年度 95.4%となっている。

## ■ 介護保険料の推移と全国比較

	第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)
奈良県平均	2,859円	3,154円	3,957円	4,016円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円



※ 介護保険料は奈良県・全国とも加重平均の値である。